

奈良県中央卸売市場条例	改正卸売市場法での位置づけ	条例の改正方針	改訂作業の進め方
第3章 売買取引及び決済の方法			
第35条 売買取引の原則	○ 共通ルール（取引方法の公表）	現行どおり	原文のまま
第36条 売買取引の方法	○ 共通ルール（取引方法の公表）	基本現行どおり	せり物品及び卸売予定数量に対する割合は、青果部・水産物部毎に現行どおり規則で定める
第37条 相対取引の承認申請	☆ その他の取引ルール	削除	削除
第38条 受託物品の即日販売	○ 共通ルール（取引方法の公表）	現行どおり	原文のまま（当日上場して販売）
第40条 売買取引の単位	○ 共通ルール（取引方法の公表）	現行どおり	原文のまま（重量による）
第44条 卸売業者の業務の規制	法に定めのないルール	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま（一部修文） 要領の改正について検討要
第45条 差別的取扱いの禁止等（受託拒否の禁止）	○ 共通ルール（差別的取扱の禁止）	現行どおり	原文のまま
第48条 卸売相手方の制限（第3者販売）	☆ その他の取引ルール（第3者販売）	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	規則・要領で具体的なルールを定める
第50条 市場外にある物品の卸売の禁止（商物一致）	☆ その他の取引ルール（商物一致）	◆原則廃止（遵守事項の理由の公表）	規則で具体的な要件を規定する
第51条 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止	☆ その他の取引ルール（自己買受け）	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま（不正取引を防止するため）
第52条 卸売業者の買受物品等の制限	☆ その他の取引ルール（仲卸、買参人からの受託販売及び買付）	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま（現行どおり規則で除外物品等を規定）
第53条 受託契約約款	○ 共通ルール（取引条件の公表）	基本現行どおり	受託契約約款の備え付けを規定するが、開設者の承認は不要とする
第53条2 受託契約約款の備付け	（第53条に付随するもの）	基本現行どおり	変更がある場合は届出を要する
第54条 受託物品の受領通知及び検収	法に定めのないルール	基本現行どおり	原文のまま 受託物品の事故に対応するため規定は残す
第55条 販売原票の作成	法に定めのないルール	基本現行どおり	原文のまま ルールどおり取引が行われたか結果を確認するため
第57条 仲卸業者の業務の規制（直荷引き）	☆ その他の取引ルール（直荷引き）	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	規則・要領で具体的なルールを定める
第58条 仲卸業者の業務の規制(開設区域内での販売)	法に定めのないルール	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま（一部修文） 要領の改正について検討要
第59条 せり人の禁止行為	法に定めのないルール	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま（不正取引を防止するため）
第60条 売買取引の制限	○ 共通ルール（取引条件の公表）	現行どおり	原文のまま
第61条 衛生上有害な物品等の売買禁止等	法に定めのないルール	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま
第62条 卸売予定数量等の報告	法に定めのないルール	現行どおり	【修文】 卸売予定数量等の公表は共通ルールである。第64条の規定により開設者が公表するためには、第62条に基づく報告が必要となる。
第63条 卸売業者による卸売予定数量等の公表	○ 共通ルール（取引結果の公表）	現行どおり	ただし、旧の第3者販売（転送）による取引の数量等も報告することとなるため改正後の第48条と整合させる必要がある。
第64条 開設者による卸売予定数量等の公表	○ 共通ルール（取引結果の公表）	現行どおり	
第65条 仕切り及び送金	○ 共通ルール（代金決済ルールの策定・公表）	現行どおり	原文のまま 規則へ移すことを法制と協議
第65条2 仕切り及び送金に関する特約	○ 共通ルール（代金決済ルールの策定・公表）	現行どおり	原文のまま 規則へ移すことを法制と協議
第66条 委託手数料	○ 共通ルール（取引条件の公表）	現行どおり	原文のまま 規則へ移すことを法制と協議
第68条 出荷奨励金の交付	○ 共通ルール（取引条件の公表）	現行どおり	原文のまま（一部修文） 規則へ移すことを法制と協議
第69条 買受代金の即時支払義務	○ 共通ルール（代金決済ルールの策定・公表）	現行どおり	原文のまま（一部修文） 規則へ移すことを法制と協議
第70条 卸売代金の変更の禁止	法に定めのないルール	◆現行どおり規制する（遵守事項の理由の公表）	原文のまま（一部修文） 規則へ移すことを法制と協議
第71条 完納奨励金の交付	○ 共通ルール（取引条件の公表）	現行どおり	原文のまま（一部修文） 規則へ移すことを法制と協議